

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第27号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) <b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(129) (略) (130) <u>土地改良法第18条第18項</u> （同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。 (131)～(207) (略) (207)の2 <u>道路法第39条の9</u> （同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、 <u>必要な措置を講ずべきことを命ずること</u> （第203号ア及びイに掲げる物件に係るものを除く。）。 (208)～(220) (略) (221) <u>道路法第71条第1項及び第2項</u> （同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、 <u>監督処分をすること</u> （地域振興局長に委任された <u>事務に係るものに限る。</u> ）。 (221)の2 <u>道路法第72条の2第1項</u> （同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、 <u>必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること</u> （地域振興局長に委任された <u>事務に係るものに限る。</u> ）。 (221)の3 <u>道路法第72条の2第2項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。</u> (222)～(249) (略) (250) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第17条第2項並びに同条第3項において準用する <u>道路法第44条第6項及び第7項</u> の規定により、 <u>損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。</u> (251)～(313) (略) (313)の2 <u>地すべり等防止法第34条第1項の規定により、他の工事又は他の行為により必要を生じた地すべり防止工事の費用について負担を</u>	(地域振興局長への委任) <b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(129) (略) (130) <u>土地改良法第18条第17項</u> （同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。 (131)～(207) (略)  (208)～(220) (略) (221) <u>道路法第71条第1項及び第2項の規定</u> （同法第91条第2項において準用する場合を含む。）により、 <u>監督処分をすること</u> （地域振興局長に委任されたものに限る。）。  (222)～(249) (略) (250) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第17条第2項並びに同条第3項において準用する <u>道路法第69条第2項及び第3項</u> の規定により、 <u>損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。</u> (251)～(313) (略)

させること。

(314)～(383) (略)

(383)の2 砂防法第16条の規定により、他の工事、作業その他の行為により必要を生じた砂防工事の費用について負担をさせること。

(384)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(69)の3 (略)

(69)の4 土壤汚染対策法第3条第7項の規定による同条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出を受理すること。

(69)の5 土壤汚染対策法第3条第8項の規定により、同条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等に対し、土壤の汚染の状況について指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。

(69)の6 (略)

(69)の7 (略)

(70) (略)

(71) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地所有者等又は行為をした者に対し、汚染除去等計画を作成し、これを提出すべきことを指示すること。

(71)の2 土壤汚染対策法第7条第2項の規定により、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずること。

(71)の3 土壤汚染対策法第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の提出を受けること。

(71)の4 土壤汚染対策法第7条第4項の規定により、汚染除去等計画の変更を命ずること。

(71)の5 土壤汚染対策法第7条第5項の規定により、同条第4項に規定する期間を短縮すること。

(72) 土壤汚染対策法第7条第8項の規定により、実施措置を講ずべきことを命ずること。

(72)の2 土壤汚染対策法第7条第9項の規定による実施措置を講じた旨の報告を受理すること。

(73) (略)

(73)の2 土壤汚染対策法第12条第1項第1号の規定による土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針が環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。

(74)・(75) (略)

(75)の2 土壤汚染対策法第12条第4項の規定による土地の形質の変更の届出を受理すること。

(76) 土壤汚染対策法第12条第5項の規定により、同条第1項の届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。

(314)～(383) (略)

(384)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(69)の3 (略)

(69)の4 (略)

(69)の5 (略)

(70) (略)

(71) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地所有者等又は行為をした者に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること。

(72) 土壤汚染対策法第7条第4項の規定により、指示措置等を講ずべきことを命ずること。

(73) (略)

(74)・(75) (略)

(76) 土壤汚染対策法第12条第4項の規定により、同条第1項の届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。

(76)の2～(78)の2 (略)

(78)の3 土壤汚染対策法施行規則第16条第5項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。

(78)の4 (略)

(78)の5 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の6 土壤汚染対策法施行規則第43条第4号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の7・(78)の8 (略)

(78)の9 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の10 土壤汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定による施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出を受理すること。

(78)の11 土壤汚染対策法施行規則第52条の6第1項又は第2項の規定による施行管理方針の変更の届出を受理すること。

(78)の12 土壤汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定による施行管理方針の廃止の届出を受理すること。

(78)の13 土壤汚染対策法施行規則第52条の8第1項の規定により、土壤汚染対策法第12条第1項第1号の確認を取り消すこと。

(78)の14 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第20号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

(78)の15 汚染土壌処理業に関する省令第5条第21号ロの規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の20 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(78)の24 (略)

(78)の25 (略)

(78)の26 (略)

(78)の27 (略)

(79)～(164) (略)

(165) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項（同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に

(76)の2～(78)の2 (略)

(78)の3 土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。

(78)の4 (略)

(78)の5 土壤汚染対策法施行規則第43条第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の6 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の7・(78)の8 (略)

(78)の9 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の10 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第15号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

(78)の11 汚染土壌処理業に関する省令第5条第16号ロの規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。

(78)の12 (略)

(78)の13 (略)

(78)の14 (略)

(78)の15 (略)

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の20 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(79)～(164) (略)

(165) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定による計画の変更の認定をすること。

<p>よる計画の変更の認定をすること。</p> <p>(166) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条（同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(167) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条（同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定を取り消すこと。</p> <p><u>(167)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の2第4項の規定により、計画の認定をすること。</u></p> <p>(168)・(169) (略)</p> <p><u>(169)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第5項の規定により、認定協定建築主等に対し報告をさせること。</u></p> <p>(170)～(243) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(病虫害防除所長への委任)</p> <p><b>第12条</b> 次に掲げる事務は、病虫害防除所長に委任する。</p> <p>(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第17条第1項</u>の規定による農薬販売者の届出を受理すること。</p> <p>(2) 農薬取締法<u>第29条第1項</u>の規定により、農薬販売者に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p> <p>(3) 農薬取締法<u>第29条第3項</u>の規定により、農薬販売者等に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p>	<p>(166) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(167) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の規定により、計画の認定を取り消すこと。</p> <p>(168)・(169) (略)</p> <p>(170)～(243) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(病虫害防除所長への委任)</p> <p><b>第12条</b> 次に掲げる事務は、病虫害防除所長に委任する。</p> <p>(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第8条</u>の規定による農薬販売者の届出を受理すること。</p> <p>(2) 農薬取締法<u>第13条第1項</u>の規定により、農薬販売者に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p> <p>(3) 農薬取締法<u>第13条第3項</u>の規定により、農薬販売者等に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p>
--	---

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。